

公の施設の見直し状況

1 経緯

公の施設の中には、設置から相当な年月が経過し、社会情勢や経済環境等が大きく変化する中で、設置の意義が薄れたり、民間施設との競合等により利用率が低下しているもの、民間事業者の活力を利用した方が更なる効率化と利便性の向上が期待できるものなどが見受けられ、時代に即応した的確な見直しが求められています。

また、地方自治法の改正（平成15年法律第81号）により、公の施設の管理運営に「指定管理者制度」が導入されるなど、その運営手法についても新たな対応が必要となっております。

このため、公の施設の中でも、広く一般県民が利用する施設を中心に、設置目的や運営主体の適否などを含めた施設のあり方や効率的な運営方策、利用率の向上策等の検討について、「公の施設改革推進指針（平成16年6月決定）」に沿って点検評価することにより施設の将来のあり方等を明らかにし、抜本的な見直しに取り組むこととしました。

注）「公の施設」

・地方自治法第244条に規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいう。

「指定管理者制度」

・公の施設の管理運営を広く民間事業者（株式会社等）に代行させることが出来る制度

2 評価結果及び見直しの方向性

直営24施設、管理委託35施設を対象に、必要性、効率性、有効性の視点から政策評価の手法を用いて解決すべき問題点や見直しの方向性等を導き出しました。

施設ごとの見直しの方向性は別紙の通りとなっております。

なお、今回直営を維持する方向性が示された施設についても、地方独立行政法人化や市場化テストの対象となるものもあり、不断の見直しが求められるものです。

3 今後の取組みについて

今回の方向性について、広く県民に公表すると共に、定められた方向性に沿って速やかに見直しを行うこととします。

～ 公の施設の見直しの基本的な考え方～

設置当初と比べ、その必要性が薄れた施設（競合関係にある施設が存在する施設）は、廃止、民間への移譲、用途変更等を検討する。

利用率が低い施設は廃止又は転用する。

市町村等へ管理運営の委託がなされている施設等で、事実上、施設の広域性が低下している場合は市町村へ移管を進める。

施設の利用又は管理が利用実態に合わない施設は利用方法の変更又は委託先を見直す。

「会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これに準ずる施設」は抜本的にあり方を見直す（H12.5.26閣議決定事項）。

公の施設の見直しの方向性について（総括）

1 見直しの結果の概要

今回見直しの対象とした公の施設は、直営 24 施設、管理委託 35 施設の合計 59 施設である。

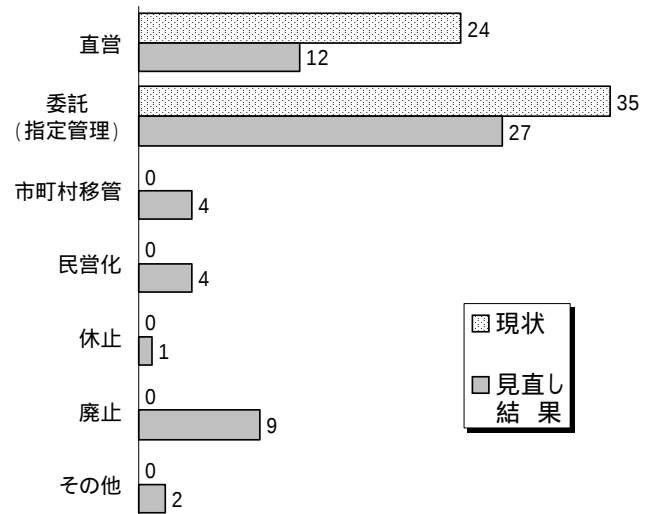
このうち直営施設については、直営のまま現状を維持する施設は半数の 12 施設であり、残る半数の 12 施設において市町村移管等何らかの見直しを行っている。

また、管理委託施設については、制度改正により 27 施設において指定管理者制度を導入する一方、残る 8 施設においても民営化等何らかの見直しを行っている。

表1 公の施設の見直し結果

	現状	見直し結果	うち 現在直営	うち 現在委託
直営	24	12	12	0
委託 (指定管理)	35	27	0	27
市町村移管	0	4	3	1
民営化	0	4	0	4
休止	0	1	0	1
廃止	0	9	7	2
その他	0	2	2	0
合計	59	59	24	35

図1 公の施設の見直し結果



2 見直し結果について

(1) 直営施設

直営を現状維持する施設

直営を現状維持する施設は、表 2-1-1 のとおり 12 施設である。

その内訳を見ると、学校、養成所や社会教育施設等であり、人材育成や能力の再開発を目的とした民間の経営になじみにくい施設であるため、県民の公共福祉の増進を図る上で、当面直営を維持する必要がある。

表 2-1-1 直営を現状維持する施設

看護専門学校
看護学院
徳島テクノスクール
鳴門テクノスクール
阿南テクノスクール
西部テクノスクール
農業大学校
図書館
博物館
近代美術館
県立文書館
21世紀館

直営から市町村に移管する施設

直営のうち市町村に移管する施設は、表 2-1-2 のとおり県民運動場 3 施設である。

これらの施設は、主に施設のある地域の住民が専ら利用しており、市町村が設置・管理することが利用実態に即しているものである。

表 2-1-2 直営から市町村に移管する施設

鴨島県民運動場
穴吹県民運動場
穴喰県民運動場

直営で廃止する施設

直営で廃止する施設は、表 2-1-3 のとおり 7 施設である。

その内訳を見ると、これまで一定の役割を果たしてきたものの新しい時代の地域ニーズに対応する必要性が生じている農林関係の 5 施設、施設の老朽化が進んでいる山川少年自然の家、あるいは利用実態が高校生専用となっている県民運動場である。

表 2-1-3 直営で廃止する施設

阿南農村青年の家
藍住農村青年の家
川島農村青年の家
脇町農村青年の家
青少年の森
徳島県民運動場
山川少年自然の家

直営でその他の見直しをする施設

直営で上記以外の見直しをする施設は、表 2-1-4 のとおり 2 施設である。

鳥居記念博物館は施設の老朽化が著しく、収蔵物の毀損が危惧されるため、収蔵物を文化の森博物館において保管することとし、施設の設置場所を文化の森に移転するものである。

また、牟岐少年自然の家は、山川少年自然の家の廃止に伴う児童・生徒の受入策を検討するとともに、その後の状況を見ながら指定管理者制度の導入について速やかに検討するものとする。

表 2-1-4 直営でその他の見直しをする施設

鳥居記念博物館
牟岐少年自然の家

(2) 管理委託施設

管理委託から指定管理者制度に移行する施設

管理委託する施設のうち指定管理者制度を導入する施設は、表2-2-1のとおり27施設である。

その内訳を見ると、貸館、観光交流施設や駐車場等民間のノウハウを活用して管理すべき施設である。

なお、これらの施設のうち、青少年センターについては、現在の機能を残しつつ、時代の変化に対応した新たな機能を集約し、県民への総合サービスの拠点として再編することについて検討するものとする。

また、佐那河内いきものふれあいの里は、自然観察の行えるネイチャーセンターやキャンプ場などを有する複合施設であるが、そのうちキャンプ場については、施設規模に鑑み地元市町村へ移管すべきものとする。

表2-2-1 管理委託から指定管理者制度に移行する施設

青少年センター	高丸山千年の森
郷土文化会館	富田浜第一駐車場
文学書道館	富田浜第二駐車場
佐那河内いきものふれあいの里	幸町駐車場
総合福祉センター	蔵本公園
あすたむらんど徳島	鳴門総合運動公園
アスティとくしま	日峯大神子広域公園
大鳴門橋架橋記念館(エディ)	県営住宅(48団地)
渦の道	借上公共賃貸住宅(夢一番館)
海南野外交流の郷(まぜのおか)	中央武道館
美馬野外交流の郷(四国三郎の郷)	埋蔵文化財総合センター
出島野鳥公園	藍場町地下駐車場
腕山放牧場	松茂駐車場
神山森林公園	

*県営住宅は平成16年8月に1団地を用途廃止したため、現在は48団地

管理委託から市町村に移管する施設

管理委託する施設のうち市町村に移管する施設は、表2-2-2のとおり1施設である。

これは、地元が主体となってより地域に密着した施設運営が行えるようにするため、施設所在市町村に移管するものである。

表2-2-2 管理委託から市町村に移管する施設

鷺敷青少年野外活動センター

管理委託で民営化する施設

管理委託する施設のうち民営化する施設は、表 2-2-3 のとおり 4 施設である。

これらの施設は、現在民間団体に管理委託されているが、より効果的・効率的な施設運営が行えるようにするため、民間施設に転換するものである。

表 2-2-3 管理委託を民営化する施設

ひのみね整肢医療センターひのみね学園
ひのみね整肢医療センターひのみね療育園
ひのみね整肢医療センターひのみね療護園
徳島乳児院

管理委託で休止する施設

管理委託する施設のうち休止する施設は、表 2-2-4 のとおり 1 施設である。

これは、全国の多くの公営射撃場において、射撃場内に残存する鉛弾による環境への影響が問題となっており、本県においては、水質検査で鉛成分は検出されていないが、環境汚染の未然防止の観点から必要な環境対策等を実施するためである。

表 2-2-4 管理委託で休止する施設

穴吹クレ射撃場

管理委託で廃止する施設

管理委託する施設のうち廃止する施設は表 2-2-5 のとおり 2 施設であり、これら施設の有する機能は既存施設で代替できるものである。

表 2-2-5 管理委託で廃止する施設

母子福祉センター
県民の森資料館

3 その他留意すべきこと

今回の見直しにおいて、なお引き続き直営を維持するものとした施設は、いずれも大規模な施設で職員数も多く、その管理運営には多大な県費の負担が必要であるため、経費の節減方法や組織体制のあり方について早急に検討すべきである。

また、施設によっては、利用者が限定的であったり、あるいは、民間が提供する同種のサービスに比べて著しく使用料が低いものもあるので、それら施設の利用者には応分の受益者負担を求めることを検討する必要がある。

これらの検討課題は、施設運営のあり方を見直すにあたっての例示的課題であり、「公の施設は如何にあるべきか」を念頭に置いて、今後ともそのあり方について不断の見直しを行うものとする。

公の施設の見直しの方向性について（施設別）

整理番号	施設名	現状 (委託先)	見直しの方向性	留 意 事 項
1	鷺敷青少年野外活動センター	委託 (鷺敷町)	移管 (鷺敷町)	・ 昭和45年に青少年へ野外活動の場を提供するために設置されたが、その後類似施設が増えたことから、当該施設の必要度は低下している。 ・ 今後とも広域的な施設として県が設置管理する必要性は少ないため、地元市町村に移管する。
2	青少年センター	委託 ((財) 徳島県青少年協会)	指定管理者制度	・ 昭和49年に県コロナプランの中核施設として設置されたが、その後温水プールは民間等に類似施設が整備されたため、利用者数は減少している ・ 耐震診断の結果、改修に多大な財政負担が必要となる。 ・ 施設の改修・管理においては、PFI等民間活力の導入について検討する。 ・ 施設の抜本的な見直しを行い、現在の青少年施策の機能は残しつつ、時代の変化に対応した新たな機能を集約し、県民への総合サービス拠点として再編することについて検討する。
3	郷土文化会館	委託 ((財) 徳島県文化振興財団)	指定管理者制度	・ 昭和46年に郷土文化振興の拠点として設置された施設であり、平成19年に開催予定の国民文化祭に向けて、耐震補強等の改修を予定している。 ・ 利用料金制導入も含めた使用料のあり方について、公益性と受益者負担の観点から検討する。
4	文学書道館	委託 ((財) 徳島県文化振興財団)	指定管理者制度	・ 平成14年に文学・書道の文化を創造・発信する拠点として設置され、当初計画を上回る利用者がある。 ・ 経費削減と組織体制の見直しによる効率的な管理運営の方法について検討する。
5	佐那河内いきものふれあいの里	委託 (佐那河内村)	指定管理者制度	・ 平成4年に自然環境教育の拠点施設として設置された施設であり、都市部に近く、また、自然観察指導員が配置されており、今後とも有効に活用すべき施設である。 ・ 自然観察会等への参加者は増加しているものの、キャンプ場の近年の利用者数は、類似施設の増加や天候不順等により低迷している。 ・ キャンプ場等の交流施設については地元市町村へ移管し、中核的な環境教育施設のネイチャーセンターは県営施設として指定管理者制度を導入するなど、県と市町村の役割分担について検討する。
6	看護専門学校	直営	直営 (施設のあり方について抜本的に見直し)	・ 昭和49年に県立中央高等看護学院と県立保健婦専門学校を統合して発足、助産婦養成課程を新設し、県内における医療関係の人材を養成している。 ・ 県立中央病院の改築に合わせて、施設のあり方について抜本的に見直す。 ・ 受益者負担のあり方についても併せて検討する。
7	総合福祉センター	委託 ((福) 徳島県社会福祉事業団)	指定管理者制度	・ 昭和58年に福祉活動に携わる者の活動の拠点として設置している。 ・ 公益性と受益者負担のあり方について検討する。
8	看護学院	直営 ((社) 徳島県医師会に業務委託)	直営 (施設のあり方について抜本的に見直し)	・ 昭和50年に県准看護学院と県医師会准看護学院を統合して県立看護学院を設置し、同年県医師会高等看護学院を統合。 ・ 准看護師の養成を県で行うべきか、看護職員養成の方向性を明確にするとともに、類似施設の見直しに合わせて抜本的に検討する。 ・ 受益者負担のあり方についても併せて検討する。

整理 番号	施設名	現状 (委託先)	見直しの方向性	留 意 事 項
9	ひのみね整肢医療センターひのみね学園	委託 (日本赤十字社 徳島県支部)	民営化	・ 昭和34年肢体不自由児施設として「ひのみね学園」が開所され、昭和53年「ひのみね整肢医療センター」と改称、その後昭和58年身体障害者療護施設として「ひのみね療護園」を開設し、平成4年には重症心身障害児施設である「ひのみね療育園」が開所。 ・ 県立障害関連施設のあり方検討会の検討結果を踏まえ、民営化に向け検討する。
10	ひのみね整肢医療センターひのみね療育園	委託 (日本赤十字社 徳島県支部)	民営化	
11	ひのみね整肢医療センターひのみね療護園	委託 (日本赤十字社 徳島県支部)	民営化	
12	徳島乳児院	委託 (日本赤十字社 徳島県支部)	民営化	・ 昭和28年児童福祉法第37条の乳児院として許可され、日赤に運営委託、昭和47年全面改築、平成元年大規模改修。 ・ 老朽化した施設の耐震対策の要否と合わせて、民営化の具体的方策について検討する。
13	母子福祉センター	委託 ((財) 徳島県母子 寡婦福祉連合会)	廃止	・ 昭和42年に母子家庭・寡婦の相談や福祉のための便宜を総合的に供与するために設置したが、昭和58年に当該土地に総合福祉センター建設とともに建物の2階の一部分を占有。 ・ 設置当時から社会経済情勢は大きく変化しており、県立施設として維持しながら母子福祉施策を講じる必要性が少なくなっていることから、施設を廃止し、自立支援策を中心に時代に即応した母子福祉施策を柔軟に展開する。 ・ 廃止に伴い、占有部分は総合福祉センターにおいて一元管理を行う。
14	徳島テクノスクール	直営	直営	・ 徳島校は昭和21年に徳島木工補導所として開設し、昭和38年現校舎を整備、また、鳴門校は昭和40年に開設しており、両校とも平成7年職業訓練校からテクノスクールに改称。 ・ 徳島校・鳴門校を統合して、新たに中央テクノスクールの設置を予定。 ・ 訓練科の見直し等テクノスクールのあり方について総合的に検討する。
15	鳴門テクノスクール	直営	直営	
16	阿南テクノスクール	直営	直営	・ 昭和39年に開設し、平成7年職業訓練校からテクノスクールに改称、平成8年に現施設を整備。 ・ 訓練科の見直し等テクノスクールのあり方について総合的に検討する。
17	西部テクノスクール	直営	直営	・ 平成9年に鴨島・池田テクノスクールを統合して設置。 ・ 訓練科の見直し等テクノスクールのあり方について総合的に検討する。
18	産業観光交流センター(アスティとくしま)	委託 ((財) 徳島県観光協会)	指定管理者制度	・ 平成5年に産業の発展と観光等の振興に寄与するための施設として設置されたが、当初計画どおりの利用が図られていないとくしま体験館を平成16年度に廃止し、新たに会議室等に活用してコンベンション機能の強化を図る。 ・ 施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。
19	大鳴門橋架橋記念館(エディ)	委託 ((財) 徳島県観光協会)	指定管理者制度	・ 昭和60年に大鳴門橋の開通に合わせて観光交流施設として設置し、平成9年明石海峡大橋の開通に合わせて全面改築。 ・ 利用者数は低迷していたが、渦の道の完成後は相乗効果で好調に推移している。 ・ 施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計での負担が大きいので、経費削減を図る。 ・ 当面は渦の道と一体的に管理運営することとし、別途建物の有効活用を図ることについて検討する。

整理 番号	施設名	現状 (委託先)	見直しの方向性	留 意 事 項
20	渦の道	委託 ((財)徳島県観光協会)	指定管理者制度	- 平成12年に観光交流施設として設置し、利用客は当初計画を大幅に上回って好調に推移している。 - 直近運営は良好であるが、鳴門海峡の厳しい自然環境の中に立地しているという特殊性から、将来、多額の補修経費が予想される。
21	海南野外交流の郷(まぜのおか)	委託 (海南町)	指定管理者制度	平成10年に県南部の野外交流・滞在型施設として設置したが、利用者は漸減傾向にある。
22	美馬野外交流の郷(四国三郎の郷)	委託 (美馬町)	指定管理者制度	平成13年に県西部の野外交流・滞在型施設として設置したが、利用者は漸減傾向にある。
23	出島野鳥公園	委託 ((株)コート・ベール徳島)	指定管理者制度	- 平成12年に県民のレクリエーションの場を提供するために設置し、テニスコートの利用状況も好調に推移している。 - テニスコートについては、受益者負担のあり方について検討する。
24	あすたむらんど	委託 ((財)徳島県観光協会)	指定管理者制度	- 平成13年に体験・交流施設として整備し、入園者数は当初目標を上回って推移しているが、漸減傾向にある。 - 施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計での負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。
25	農業大学校	直営	直営	- 大正2年県農事試験場において農業技術者の養成を開始、昭和24年農業講習所、昭和41年農業大学校を設置し、近年はアグリテクノスクールや各種公開講座を開設し、新規就農の技術習得や生涯教育の場として機能を拡充。 - 在学生107名に対して、職員34名、財政負担3億円以上となっており、組織体制のあり方について見直す。 - 新規学卒者を対象とする本科の見直しを行うとともに、就農希望者を対象とするアグリテクノスクールへの機能転換を含めて将来的な施設のあり方について検討する。 - 受益者負担のあり方については早急に検討する。
26	阿南農村青年の家	直営	廃止	- 農業者の研修や集会の場として設置された施設であるが、役割は低下しており公の施設としての「農村青年の家」は廃止する。 - 残存施設の有効活用を検討する。
27	川島農村青年の家	直営	廃止	
28	脇町農村青年の家	直営	廃止	
29	藍住農村青年の家	直営	廃止	
30	青少年の森	直営	廃止	昭和54年に県有試験林に青少年が利用する施設として設置されたが、その後類似施設が設置されたことから利用者は減少しており、また、施設も老朽化していることから、廃止する。
31	腕山放牧場	委託 (徳島県酪農業協同組合連合会)	指定管理者制度	- 昭和34年に県下初の放牧場として開設し、その後順次の施設整備を行い現在に至る。 - 放牧頭数は60頭前後と利用者が限定されており、受益者負担のあり方について検討する。

整理 番号	施設名	現状 (委託先)	見直しの方向性	留 意 事 項
32	県民の森資料館	委託 (一宇村)	廃止	・ 昭和42年に明治百年を記念する事業の一つとして県と国が共同で「県民の森」を設けたことを機に設置したが、最近の利用者が激減しており、また、施設の老朽化が著しいことから、廃止する。
33	神山森林公園	委託 (神山町)	指定管理者制度	・ 平成元年に全国植樹祭の開催に合わせて整備し、利用者も順調に推移している。 ・ 使用料収入を伴わない施設であり、一般会計の負担が大きいため、受益者負担を含めた管理運営のあり方について検討する。
34	高丸山千年の森	委託 ((社)とくしま森とみどりの会)	指定管理者制度	・ 平成15年に人と森の共生のシンボルとなる森づくりを实践するために設置した新しい施設であり、利用状況については今後の推移を見るものとする。
35	富田浜第一駐車場	委託 ((福)徳島県社会福祉協議会)	指定管理者制度	・ 昭和42年に逼迫した駐車場需要に対応するため設置したが、近年では民間駐車場が増加し、利用台数は減少傾向にある。 ・ 県が駐車場を設置すべきか施設のあり方について検討する。
36	富田浜第二駐車場	委託 ((福)徳島県社会福祉協議会)	指定管理者制度	
37	幸町駐車場	委託 ((福)徳島県社会福祉協議会)	指定管理者制度	
38	蔵本公園	委託 ((財)徳島県スポーツ振興財団)	指定管理者制度	・ 昭和28年の第8回国民体育大会の高校野球競技場として建設し、その後プール、テニスコート等を整備し現在に至るが、近年テニスコート場等類似施設が整備されたため、利用者は漸減傾向にある。 ・ 施設維持費に比べ使用料収入がわずかであり、一般会計での負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。 ・ 受益者負担のあり方について検討する。
39	鳴門総合運動公園	委託 ((財)徳島県スポーツ振興財団)	指定管理者制度	・ 昭和44年に設置され、その後昭和46年の高校総体、平成5年の東四国国体に合わせて施設整備を行い、利用者数も増加傾向にある。 ・ 施設維持費に比べ使用料収入がわずかであり、一般会計での負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。 ・ 受益者負担のあり方について検討する。
40	日峯大神子広域公園	委託 ((財)徳島県土木技術協会)	指定管理者制度	・ 昭和50年に徳島市大神子公園と小松島市日峯公園を併せ県が日峯大神子広域公園として整備を開始し、テニスコート、子供広場等を順次整備し、テニスコート利用者は順調に増加している。 ・ 施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が非常に大きいので、大幅な経費削減を図る。 ・ 受益者負担のあり方について検討する。
41	県営住宅(49団地) *平成16年8月に1団地を用途廃止し、現在は48団地	委託 (徳島県住宅供給公社)	指定管理者制度	・ 昭和25年より整備が進められ、現在約5000戸のストックが形成されているが、なお申し込み平均倍率は高まる傾向にある。 ・ 民間賃貸住宅市場の動向を見極めながら、県と市町村との役割分担のあり方等について検討する。

整理 番号	施設名	現状 (委託先)	見直しの方向性	留 意 事 項
42	借上公共賃貸住宅(夢一番館)	委託 (徳島県住宅供給公社)	指定管理者制度	- 平成6年に中間所得者向けの良質な公的住宅を供給するため、民間住宅を公的に一定期間借り上げているが、入居率が6割前後で低迷しており、借り上げ料と賃料収入に逆ざやが発生している。 - 施設を維持しつづけた場合と廃止した場合の財政負担について比較検討する。
43	藍場町地下駐車場	委託 (財)徳島県企業公社)	指定管理者制度	- 昭和48年に徳島駅周辺の交通渋滞緩和を図るために設置したが、近年では民間駐車場が増加し、利用台数は減少傾向にある。 - 築後31年が経過しており、今後設備更新や改修工事など大きな費用負担が発生することが予想される。
44	松茂駐車場	委託 (財)徳島県企業公社)	指定管理者制度	平成15年に徳島とくどくターミナルにおける有料駐車場として設置し、当初計画を上回る利用があるが、近隣に民間駐車場の建設が予定されるなど、今後の利用に影響を受ける可能性がある。
45	図書館	直営	直営	- 昭和25年に図書館法による図書館として設置し、平成2年に文化の森総合公園に新に開設し、年間利用者数も順調に推移している。 - 使用料収入を伴わない施設であるため、一般会計の負担が非常に大きいので、経費削減について早急に検討する。 - 図書の整備等については、県と市町村の役割分担について検討する。
46	博物館	直営	直営	- 昭和34年に博物館法に基づく旧博物館を設置、平成2年に文化の森総合公園に新館を開設し、年間入館者数は順調に推移している。 - 施設維持費に比べて使用料収入はわずかであり、一般会計の負担が非常に大きいので、経費削減について早急に検討する。
47	近代美術館	直営	直営	- 平成2年に文化の森総合公園に博物館法に基づく施設として新たに開設し、年間入館者数は8万人前後で推移している。 - 施設維持費に比べて使用料収入はわずかであり、一般会計の負担が非常に大きいので、経費削減について早急に検討する。
48	文書館	直営	直営	- 平成2年に文化の森総合公園に博物館法に基づく施設として新たに開設し、年間入館者数は3万人前後で推移している。 - 施設維持費に比べて使用料収入はわずかであり、一般会計の負担が非常に大きいので、経費削減について早急に検討する。
49	21世紀館	直営	直営	- 平成2年に文化の森総合公園の各施設の中核施設として新たに開設し、年間入館者数は11万人前後で推移している。 - 施設維持費に比べて使用料収入はわずかであり、一般会計の負担が非常に大きいので、経費削減について早急に検討する。
50	鳥居記念博物館	直営	その他	- 昭和40年に鳥居龍蔵博士の業績を顕彰するために設置したが、近年利用者数は低迷している。 - 築後40年を経過し施設の老朽化が著しく、収蔵物の毀損が危惧されるため、施設機能は文化の森に移転することとし、収蔵物については県立博物館において保管する。 - 建物の今後のあり方については、早急に検討する。
51	徳島県民運動場	直営	廃止	昭和42年に県民運動場として設置したが、現在は徳島商業高校の生徒が専ら利用し、場長も同校校長が兼ねているため、公の施設としては廃止し、徳島商業高校グラウンドとして活用する。

整理 番号	施設名	現状 (委託先)	見直しの方向性	留 意 事 項
52	穴喰県民運動場	直営	移管 (穴喰町)	・ 昭和50年に県民運動場として設置したが、施設は主として地域の住民が利用しており、利便性を向上させるため、地元市町村へ移管する。
53	鴨島県民運動場	直営	移管 (吉野川市)	・ 昭和43年に県民運動場として設置したが、施設は主として地域の住民が利用しており、利便性を向上させるため、地元市町村へ移管する。
54	穴吹県民運動場	直営	移管 (穴吹町) 一部廃止	・ 昭和43年に県民運動場として設置したが、施設は主として地域の住民が利用しており、利便性を向上させるため、地元市町村へ移管する。 ・ 一部施設は穴吹高校の生徒が利用しているため、公の施設としては廃止し、穴吹高校グラウンドとして活用する。
55	山川少年自然の家	直営	廃止	・ 昭和52年にコロナプランに基づき少年の集団宿泊研修施設として設置したが、近年、年間利用者数は低迷している。 ・ 地形的に冬季の利用が困難であり、周年の利活用ができていない。 ・ 築後27年が経過して施設は老朽化しており、耐震診断が必要である。 ・ 施設維持費に比べて使用料収入はわずかであり、一般会計の負担が非常に大きい。 ・ 牟岐少年自然の家や他の類似施設の利活用も含めた自然体験活動プログラムを策定し、山川少年自然の家については廃止する。
56	牟岐少年自然の家	直営	その他	・ 昭和60年にニューコロナプランに基づき少年の集団宿泊研修施設として設置したが、近年、利用者数は横ばい状況である。 ・ 山川少年自然の家の廃止に伴う児童・生徒の受入れ策を検討する。 ・ 山川少年自然の家廃止後の状況等を見ながら、指定管理者制度の導入について速やかに検討を行う。
57	穴吹クレール射撃場	委託 (（財）徳島県スポーツ振興財団)	休止	・ 平成5年の東四国国体のクレール射撃会場として設置された。 ・ 近年、全国の多くの公営射撃場において、場内に残存する鉛弾による射撃場から排出される水の環境への影響が問題となり、環境対策を実施している。 ・ 本県においては平成13年度からの水質検査では、鉛成分は検出されていないが、環境汚染の未然防止の観点から同射撃場を休止し、今後の環境対策等については「環境対策検討委員会」(仮称)を設置し、有識者のアドバイスを得ながら実施する。
58	中央武道館	委託 (（財）徳島県スポーツ振興財団)	指定管理者制度	・ 昭和63年に武道の普及振興を図るために設置された。 ・ 施設維持費に比べ使用料収入が少なく、一般会計の負担が大きいので、経費削減を図る。 ・ 受益者負担のあり方について検討する。
59	埋蔵文化財総合センター	委託 (（財）徳島県埋蔵文化財センター)	指定管理者制度	・ 平成7年に県内の埋蔵文化財の展示施設として設置し、年間入館者は5千人程度で推移している。 ・ 施設建物について、展示施設としての公の施設、調査研究を行う行政棟、財団法人の活動する場所など施設建物の活用方法について検討する。